

岩手県告示第461号

第2種事業の判定の基準の要件（平成11年岩手県告示第19号の2）の一部を次のように改正し、平成27年5月29日から施行する。

平成27年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
3 規則第5条第3号の知事が定めるもの (1)～(4) [略] (5) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区の区域 (6)～(10) [略]	3 規則第5条第3号の知事が定めるもの (1)～(4) [略] (5) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区の区域 (6)～(10) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	